

木農水第2167号-2
令和8年1月日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 木更津市 (12206) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 北の埼・中郷谷地区 (北の埼・中郷谷集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区内の農地所有者は高齢化が進んでおり、後継者がいない方も多く、今後更なる耕作放棄地の拡大が懸念される。
- ・地区内の農家では、水稻、露地野菜、栗、蓮などが栽培されている。
- ・宅地化が進んでおり、宅地と農地が混在している。これにより農地が分散し、農業の大規模化・効率化を行うことが難しい状況であるが、担い手に農地を集積できれば大規模化・効率化の可能な農地も存在する。
- ・地区内の農地は、自耕作や保全管理が多く、小規模な農業を営んでいるため、農業で生計を維持するには不十分で、専業として農業を続けるのが難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在ふくしま政策で示す農地について、耕作を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 後で集計 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 後で集計 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業集落上の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

これまで同様に農地中間管理事業を活用し、進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の集約化を行いつつ、今後地域での話し合いを重ね、基盤整備を行うにあたっての判断を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の農地を担う法人・サービス事業体を求める声が多くあった場合、県・市、農業委員会や農協などの関係機関と連携を図ることで、地域内外から多様な経営体の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域での高齢化等により農作業が追い付かないという問題に対応すべく、内容により農作業委託などのサービスを検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作放棄地を解消してくれる担い手の確保に努めるとともに、耕作に適さない農地の保全・管理が行える仕組みづくりや、事業体の情報収集に取り組む。

⑩農地の追加及び除外をする等の際、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。

⑩今後行われる地域計画(案)の確認は、地元代表者が確認することで地元確認と置き換える。

⑩年1回の地域計画の見直しについて、事前の申し出等により修正された地域計画変更案等を公表し、公表したことを回覧等で周知し意見を募る形式とする。